

大阪市生野区役所地域まちづくり課 特別弔慰金支給に係る補助事務に従事する
会計年度任用職員 募集要項

1. 募集人数

会計年度任用職員 1名

2. 業務内容

特別弔慰金支給業務

- (1) 特別弔慰金の支給にかかる事務処理
- (2) 特別弔慰金の前回受給者への勧奨事務
- (3) その他、生野区長が必要と認めるもの

3. 任用期間

令和7年9月1日（月曜日）から令和7年10月20日（月曜日）まで

4. 応募資格

- (1) パソコン（Microsoft Word・Excel 等）の基本的な操作ができる方
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

《地方公務員法 第16条 抜粋》

(欠格条項)

- 1. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）及び（2）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができる。

年齢、性別、学歴は不問。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できる。

（注）日本国籍を有しない方で就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

5. 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週 4 日（月～金） 週 24 時間（6 時間×4 日）

午前 9 時 00 分から午後 3 時 45 分（休憩 12 時 15 分～13 時の 45 分間）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、本市が指定した休日

(3) 勤務場所

大阪市生野区勝山南 3－1－19 生野区役所地域まちづくり課

(4) 報酬等

報酬（月額）	7,853 円
--------	---------

※上記の他に、通勤手当があり。

(5) 加入保険

雇用保険

(6) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となる。

(7) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがある。

6. 申込方法

次の書類等を持参または送付により受け付ける。なお送付の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）とする。

(A) 持参する場合

ア. 申込み期間

令和 7 年 7 月 3 日（木曜日）から令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ. 受付場所

〒544-8501 大阪市生野区勝山南 3－1－19

大阪市生野区役所地域まちづくり課（生野区役所 4 階 44 番）

(B) 送付する場合

ア. 申込み期間

令和7年7月3日（木曜日）から令和7年7月18日（金曜日）まで（必着）

イ. 送付先

上記（A）イと同じ

(C) 提出書類

(1) 特別弔慰金支給に係る補助事務 会計年度任用職員採用

申込書 1通

※過去6カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付とする。

※本市所定の様式に限る。

(2) 申し立て書 1通

※本市所定の様式に限る。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※宛先を記載のうえ、必ず110円切手を貼付とする。

(4) 「試験可否通知」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※宛先を記載のうえ、必ず110円切手を貼付とする。

7. 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については令和7年7月28日（月曜日）付けで、申込者本人あてに受験案内を送付予定。

8. 選考方法

試験方法については、以下のとおり。

(1) 面接試験（20分程度）

日時：令和7年8月6日（水曜日） 10時00分（予定）

場所：生野区役所 503会議室

9. 試験結果発表

試験の可否は、面接試験の結果により決定します。試験結果については、受験者本人あてに通知します。

10. その他

- A 本採用試験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理する。また、提出された書類については、返却しない。
- B 試験当日、集合時刻から 30 分以上遅刻した場合は、受験できないこととする。
- C 試験当日は、必ず受験案内を持参とする。
- D 受験者の成績が一定基準に達しない場合は、合格者を決定しない場合がある。
- E 受験資格の欠格及び、申し込みの内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消すことがある。

11. 問合せ先

生野区役所地域まちづくり課

大阪市生野区勝山南 3 丁目 1 番 1 9 号

担当：川浪・西本

電話：06-6715-9734

応募にあたっては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており（下記はその一部を抜粋）、そのことを心得た上での申込受付とする。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- 勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- 勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- 勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- 入れ墨の施術を受けないこと